

定期予防接種委託業務 実施手引き

令和8年4月

みなと保健所保健予防課

定期予防接種委託業務について

1. 業務の概要

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条又は第6条に基づく定期予防接種（以下「予防接種」という。）を実施します。業務内容については下記のとおりです。

- (1) 予防接種の説明（効果・リスク等）
- (2) 予診
- (3) ワクチンの接種
- (4) 接種後の保健指導
- (5) 接種したワクチンのメーカー名、ロットナンバー及び接種年月日等の記録
- (6) 予防接種記録票の交付または母子手帳への記載
- (7) ワクチンの管理
- (8) 実施した予防接種数等の報告
- (9) 重篤な副反応の発生に係る情報の報告
- (10) その他ワクチンの接種のために必要な業務

また、予防接種を実施するに当たっては、予防接種法等関係法令を遵守するとともに、「定期接種実施要領」及び「予防接種ガイドライン」により、当該業務を行うものとします。

2. 実施方法

港区医師会と業務委託契約を締結、各医療機関へ協力要請し、協力に応じた医療機関で実施します。

実施医療機関名簿を作成し、接種希望者への個別通知又はホームページ等にて公表します。

3. 対象者

予防接種法施行令第3条に定める対象者

ただし、原則、接種日時点で港区に住民登録がある者（以下「港区民」という。）が、適切な予防接種予診票等を持参した場合についてのみ、港区が予防接種費用を負担するものとします。

また、特別区予防接種相互委託協定に基づき、法に定める対象者である他区民が接種を希望した場合にも対象者とします。

本事業の予防接種にかかる費用については、無料です（高齢者肺炎球菌等を除く）。

4. 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 実施する予防接種の種類・医療機関への支払い額（委託料）

別紙「定期予防接種単価表」参照

6. 事業の流れ

区の予診票送付	<ul style="list-style-type: none"> 区は、別紙「予防接種の時期と方法」に記載のスケジュールに従い、区民対象者へ予診票等を送付。
予防接種の予約	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は医療機関名簿より接種を希望する医療機関へ予約等を行う。 医療機関は、該当する予診票の交付を保健所から受けているか確認する。確認後予約受付する。（転入者や紛失等で、区の予診票を持っていない場合には、事前にみなと保健所へ連絡し、予診票の発行を依頼するようご案内ください。）
予防接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> 受付（氏名、生年月日、住所、母子健康手帳（親子手帳）等の確認） 予診票の記載確認（問診項目、接種歴等） 医師等からの問診、ワクチンの効果と副反応について、その他の説明等 ワクチンの接種（ワクチンの種類、有効期限内か確認する） 予診票医師記入欄の記載・署名、ロットシールの貼付 予防接種済証の交付（母子健康手帳（親子手帳）への記録） 予防接種後の経過観察
事業実施報告・請求	<ul style="list-style-type: none"> 毎月<u>8日</u>頃までに前月に実施した予防接種の予診票及び「定期予防接種実施報告書（3枚複写）」を取りまとめ、港区医師会を経由し、みなと保健所へ報告する。
委託料の支払い	<ul style="list-style-type: none"> 区は、港区医師会から報告提出のあった予診票を点検し、委託料を実施数に基づき各医療機関へ支払う。

7. 特にご配慮いただきたい内容について

(1) 予防接種前の予診票の確認事項

- ① 対象者の住所（住民登録地と予診票の記載が同一か）、年齢および接種間隔は適切か。
また、予診票の有効期限が切れていないか。

※対象年齢前、接種間隔の不足等の接種及び予診票の有効期限経過後の接種等については、委託料のお支払いができません。（23区共通）

- ② 保護者記入欄（自署欄）に保護者の署名があるか。（保護者の同意がなければ接種できません。）

なお、13歳から16歳未満の人については、予診票下の「保護者記入欄」に、保護者署名が記入してある場合に限り、保護者が接種当日に同伴していなくても接種を行うことができます。16歳以上の人については、本人の同意のみで接種を行うことができます。その際、保護者署名及び保護者同意は不要ですが、自署欄に本人の署名があるか御確認ください。（主にHPVワクチン・日本脳炎2期特例対象の人）

RSウイルスワクチンの場合、16歳未満の人については、「被接種者署名欄」に保護者署名の記入がしてあるか御確認ください。なお、16歳未満の人で保護者が同伴しない場合、保護者署名のほかに同意書（様式は区HPに掲載）も必要です。

- ③ 医師記入欄（医師署名又は記名押印、使用ワクチン名、LotNo.シールの貼付（B型肝炎についてはワクチンの製剤名と接種量、DPT-IPV-Hib、ロタ・小児肺炎球菌・HPVについては製剤名、日本脳炎については接種量の確認）、接種部位、実施場所・接種医師名、接種（予診）年月日欄を全て記入しているか。

- ④ ワクチンの有効期限にご注意ください。有効期限切れワクチンの接種については委託料のお支払いができません。

- ⑤ 対象者の体温が37.5℃以上の時は、原則接種を見合わせます。（医師の判断で実施する場合には、必ず医師記入欄へ理由を記載してください。例：全身状態良好のため）

- ⑥ 体調不良等により接種を見合わせる場合は（見合わせたほうがよい）の個所を○で囲んでください。

※予防接種予診票の記録は予防接種台帳への記録に必要なほか、医療機関から区への委託料請求の際に証拠書類となるため、接種前・提出前によく確認をし、記入漏れがないようにお願いします。

(2) その他注意事項

- ① 接種する際は、必ず住民登録地と同一の『予防接種予診票』を持参していることを確認のうえ、接種するようにお願いします。持参していない場合は、保護者に保健所へ連絡し、接種前に予防接種予診票を取り寄せた後、接種するように御案内ください。

- ② 定期予防接種の実施は、接種するワクチンと回数にあった予診票を接種当日に使用することが前提です。「保護者が予診票を忘れてきた。」「異なる回数の予診票を誤って持つ

てきてしまった。」などの問題については、接種前に必ず、みなと保健所に御相談ください。

- ③ 23区外に住所のある人の予防接種は、住所地の予診票があっても使用できません。接種した場合、区は委託料の請求に応じかねますので御注意ください。
- ④ 港区に住所のある人で、里帰り等により港区外で接種を希望される場合は、以下のとおりです。
 - 23区内の実施医療機関では、港区の発行する予診票をそのまま使用することができます。
 - 23区外の医療機関で接種する場合は、事前の手続きで予防接種費用を助成する制度があります。保護者に保健所へ連絡するように御案内ください。
- ⑤ ワクチンの種別・対象者・回数・接種間隔等につきましては、「定期接種実施要領」及び「予防接種ガイドライン」をご確認の上、接種をお願いいたします。予防接種法及び予防接種法施行令等関係法規に基づかない接種につきましては、医師の判断と保護者の同意に基づき定期予防接種の枠外（任意接種）において実施するものと見なされます。
- ⑥ 海外等で受けた予防接種については、医師の判断と保護者の同意に基づき、すでに接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことが可能です。
- ⑦ 港区のホームページに予防接種実施医療機関向けの専用ページを作成しました。予防接種関連の資料を掲載していますので、必ず御確認ください。※単価表を除く

【予防接種実施医療機関向け専用ページ】

港区役所トップページ > 健康・福祉 > 健康・医療 > 予防接種 > 予防接種実施医療機関専用ページ > 港区内予防接種実施医療機関専用入口はこちら

問い合わせ・参考

本事業に関して不明な点がございましたら、お問い合わせください。

港区みなと保健所 保健予防課保健予防係 予防接種担当

住所 〒108-8315 港区三田一丁目4番10号

電話 03-6400-0094

FAX 03-3455-4460

Email hoken02@city.minato.tokyo.jp

◇予防接種情報◇



厚生労働省 HP



港区 HP
医療機関専用ページ